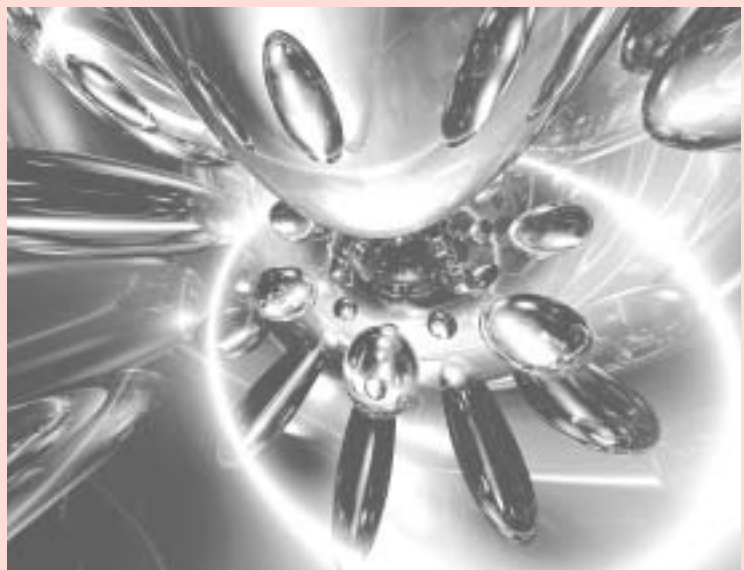


## 第1部

# 知的財産立国の実現に向けた 特許行政の動き

---



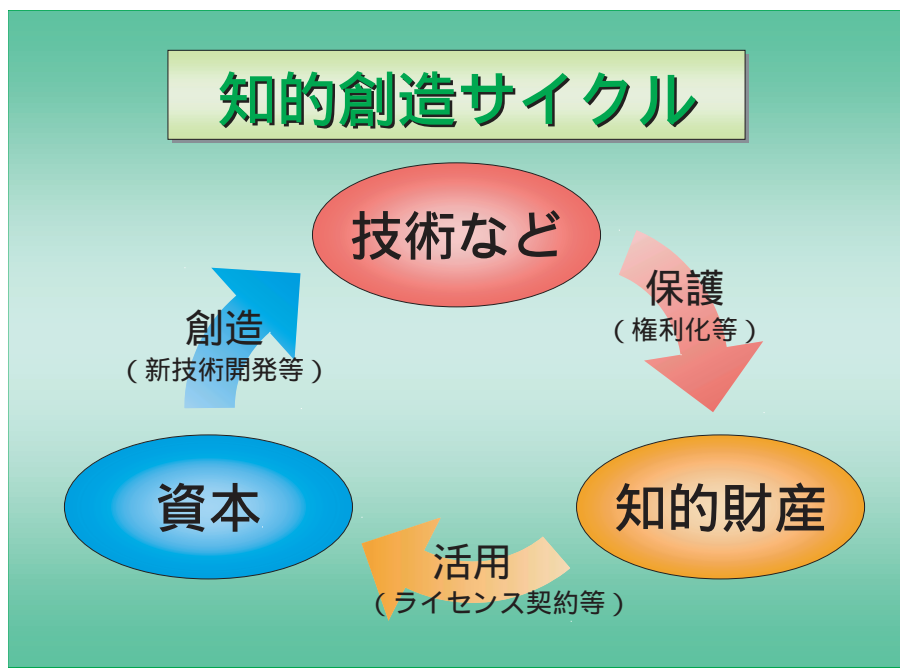
## ～この一年を振り返って～

21世紀は情報や知識が大きな付加価値を生み出す「知恵の時代」であり、我が国の国際競争力の強化、経済・社会の活性化のためには、豊かな知的財産を生み出し、強力に保護し、積極的に活用する「知的創造サイクル」の確立が不可欠である。かかる知的創造サイクルの確立に向け、国を挙げてプロパテント政策に取り組んでいく必要がある。

2002年は国家戦略として知的財産戦略が宣言された記念すべき年であった。3月には内閣総理大臣が主催する「知的財産戦略会議」が発足し、5回にわたる精力的な議論を経て、7月3日に我が国の知的財産戦略のグランドデザインとなる「知的財産戦略大綱<sup>1</sup>」が策定された。この大綱は、知的財産立国の実現に向け、知的財産の「創造」、「保護」、「活用」及び「人材育成」の4分野において、2005年度までに政府が集中的・計画的に実施すべき具体的行動計画を定めている。また、この大綱を受け、2002年11月には我が国の知的財産政策の基本方針を定めた「知的財産基本法」が成立した。この知的財産基本法に基づき、2003年3月1日に「知的財産戦略本部（以下、「本部」という。）」が内閣に発足した。本部は、7月8日に政府が取り組むべき施策を「知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画（以下、「知的財産推進計画」という。）」として策定したところであり、今後は知的財産戦略に関する施策が集中的・計画的に実施されていく予定である。

特許庁としても、かかる国家戦略を踏まえ、優れた技術の迅速な権利化を促進し、強力に保護することはもちろん、先端技術の創造を促す制度の在り方の検討や、特許の活用に向けた環境の整備等を行い、知的創造サイクルのエンジンとしての役割を果たしていきたいと考えている。以下、特許庁における取組について、具体的に言及していく。

【知的創造サイクルの模式図】



<sup>1</sup> 大綱本文は、首相官邸ホームページ（<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki/kettei/020703taikou.html>）を参照。